

事後評価調書

(別紙6)

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）				
地区名	一般県道 <small>きゅうぶきよすせん</small> 給父清須線				
事業箇所	<small>いなざわしおおやちょう</small> 稲沢市大矢町地内				
事業のあらまし	本路線は、 <small>なごやし</small> 名古屋市市街地から <small>いなざわし</small> 稲沢市を経由し、 <small>きそがわ</small> 木曾川・ <small>ながらがわ</small> 長良川に架かる <small>とうかいおおし</small> 東海大橋を経て <small>みえけん</small> 三重県に繋がる幹線道路である。本事業区間にある交差点は、近隣の工場へ向かう大型車両が右折するため、慢性的な渋滞が発生している。このため、本事業により交差点に右折車線を設置することで交通の円滑化を図り、安全な交通環境の確保を図ったものである。				
事業目標	【達成（主要）目標】 ①交通円滑化 【副次目標】 —				
事業費	事業費		内訳		
	0.60 億円		■工事費 0.36 億円、■用補費 0.22 億円、■その他 0.02 億円		
事業期間	採択年度	2013 年度	着工年度	2013 年度	完成年度 2015 年度
事業内容	交差点改良 L=0.24km W=12.5m				
II 評価					
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 当該事業区間にある交差点に右折車線が設置され、渋滞が改善された。 【達成状況に対する評価】 交差点改良により、交通円滑化が図られ、当初の目標が達成された。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	当初の事業目標を達成し効果も確認できていることから、今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	事業計画どおり整備を完了していることから、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				